

総務経済常任委員会報告書

令和6年12月12日第4回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

総務経済常任委員会
委員長 稲垣 明 美

記

1. 事件名

令和6年度 議案第53号 七飯町手数料条例の一部改正について

2. 審査の経過

令和6年12月23日、令和7年1月16日、31日の3日間、委員会を開催し、税務課長の出席を求めて審査を行った。

3. 決定及び理由

(1) 決 定

原案可決

(2) 理 由

当委員会に付託された七飯町手数料条例（以下「条例」という。）の一部改正は、「第6次行財政改革大綱」中の歳入確保の取り組みとして、税務事務に係る手数料を見直し、これまで無料としていた「固定資産税（土地・家屋）名寄帳兼課税台帳」の交付手数料を有料化するため条例の一部を改正しようとするものである。

改正の内容は、第2条（徴収すべき事項及び金額）関係の別表28項を「土地・建物に関する手数料」とし、「固定資産税（土地・家屋）名寄帳兼課税台帳に係る閲覧及び交付」を追加し、1件につき300円と定めるものである。

附則には、施行期日を令和7年4月1日からとしている。

固定資産課税台帳の閲覧の手数料を定める七飯町税条例第73条の2において、4月1日から固定資産税第1期納期限まで実施する課税台帳の閲覧期間においては、納税義務者の閲覧に供する場合にあっては手数料を徴収しないことと定めていることから、当該期間中は名寄帳兼課税台帳の交付及び納税義務者又は相続人以外の閲覧の場合のみ手数料を徴収することとしている。

渡島管内の他市町の状況は、松前町及び木古内町においては従前から閲覧及び名寄帳兼課税台帳の交付手数料を徴収しており、その他の市町では無料となっている。

以上のことを留意のうえ、条例の一部改正の内容を審査したところ、新たな歳入確保の取り組みとして条例の一部改正をしようとするものであり、採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。